

令和3年第2回教育委員会会議定例会 議事録

午後 1時30分開会

1 日 時 令和3年2月18日(木)

午後 2時00分閉会

2 場 所 人権センター 1階 会議室

3 出席者 高田教育長, 浅野教育長職務代理者, 市川委員, 竹下委員, 西川委員,
平田委員

4 説明員 中川教育次長, 吉本総務学事課長, 富本人事管理担当課長,
大橋教育指導担当課長, 堀川文化生涯学習課長,
山口総務学事課教育総務係長

5 会議事件

付議案件

報告第 1号 臨時代理処分の承認について

(定例市議会に提案される教育委員会関係の議案について

(令和2年度教育委員会関係補正予算案))

議案第 8号 県費負担教職員の任免その他の進退についての広島県教育委員会
への内申について

議案第 9号 竹原市教育委員会永年勤務職員表彰について

議案第10号 竹原市立学校学校評議員設置運営要項を廃止する告示案

議案第11号 竹原市立学校の管理及び学校教育法の実施に関する規則の一部を
改正する規則案

○高田教育長 ただいまから, 令和3年第2回竹原市教育委員会会議定例会を開会いたします。お諮りいたします。議案第8号及び議案第9号は個人情報であるため, 非公開とし, 議案第11号の後に付議することに御異議ございませんか。

○浅野教育長 はい。

職務代理者

○市川委員 はい。

○竹下委員 はい。

○西川委員 はい。

○平田委員 はい。

○高田教育長 御異議なしと認めます。議案第8号及び議案第9号は個人情報であるため、非公開とし、議案第11号の後に付議することに決定しました。はじめに、報告第1号「臨時代理処分の承認について（定例市議会に提案される教育委員会関係の議案について（令和2年度教育委員会関係補正予算案）」を議題といたします。関係課より議案の説明をお願いします。

○吉本課長 報告第1号「定例市議会に提案される教育委員会関係の議案について」でございます。議案書1ページからと当日配付資料がございます。定例市議会に提案される議案のうち教育委員会関係の議案を別紙のとおり提出することについて、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第29条の規定により意見を求められたため、同意することについて、緊急を要し、かつ、教育委員会の会議を招集するための時間的余裕がなかったため、令和3年2月15日に教育長に対する権限委任規則第4条第1項の規定により臨時に代理したので報告するものでございます。また、そのことを受けて同条第2項の規定により報告し、承認を求めるものでございます。当日配付資料をご覧ください。国の第3次補正予算を受けた事業でございます。一つは、感染症対策支援、二つ目が教員の資質向上のための研修等支援、三つ目が子供たちの学習保障支援の三つの項目がございます。一校当たりの費用の2分の一が補助され、補助上限が400千円でございます。このため、満額補助を受けられる1校当たり800千円、義務教育学校は前期と後期でそれぞれで全部で13校分、10,400千円の補正予算を組むものです。財源については、今回の国の第3次補正の感染症対策等の学校活

動支援補助金を1校800千円の2分の1の400千円の13校分と、残りの400千円は市の負担となりますが、これについては、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を充てることとしております。歳出については、感染症対策に必要なアルコール等の消耗品や非接触型の体温測定機器等の備品、GIGAスクールに向けての各教員が研修するための図書を購入する予定でございます。なお、事業期間が大変タイトな日程で時間が十分に取れていないため、財政課と繰越について協議中でございます。以上でございます。

○高田教育長 これより質疑に入ります。何か御質問はありませんか。

○高田教育長 お諮りいたします。報告第1号は、原案のとおり承認することに御異議ございませんか。

○浅野教育長 はい。

職務代理者

○市川委員 はい。

○竹下委員 はい。

○西川委員 はい。

○平田委員 はい。

○高田教育長 御異議なしと認めます。よって、報告第1号は、原案のとおり承認することに決定いたしました。続いて、議案第10号「竹原市立学校学校評議員設置運営要項を廃止する告示案」を議題といたします。関係課より議案の説明をお願いします。

○富本課長 議案第10号「竹原市立学校学校評議員設置運営要項を廃止する告示案」でございます。令和3年度から学校運営協議会を全校に設置するとともに、学校評議員を廃止するため、この告示案を提出するものでございます。これまで学校教育法施行規則第49条により、開かれた学校づくりを一層推進していくため、保護者や地域住民等の意向を反映し、その協力を得るとともに学校としての説明責任を果たすことを目的に竹原市立学校に学校

評議員を置くことができるようになっておりました。令和3年度学校運営協議会を市内全ての学校に設置することにより、学校運営協議会がこの役割を果たすこととなりますので、学校評議員を置かなくなります。よって、本要項を廃止いたします。以上でございます。

- 高田教育長 これより質疑に入ります。何か御質問はありませんか。
- 竹下委員 この度廃止する学校評議員から、学校運営協議会になるということですが、大体学校評議員がそのまま学校運営協議会の委員になるのですか。
- 富本課長 学校によっては、評議員がそのまま学校運営協議会委員となり、継続して学校運営に関わっていただくということになっております。3月1日に全ての学校から来年度の委員名簿が届くことになっておりますので、今はまだ分かりかねますが、多くの学校はそのまま委員として、関わっていただくということになっています。
- 高田教育長 お諮りいたします。議案第10号は、原案のとおり可決することに御異議ございませんか。
- 浅野教育長 はい。
- 職務代理者
- 市川委員 はい。
- 竹下委員 はい。
- 西川委員 はい。
- 平田委員 はい。
- 高田教育長 御異議なしと認めます。よって、議案第10号は、原案のとおり可決することに決定いたしました。続いて議案第11号「竹原市立学校の管理及び学校教育法の実施に関する規則の一部を改正する規則案」を議題といたします。関係課より議案の説明をお願いします。
- 富本課長 議案第11号「竹原市立学校の管理及び学校教育法の実施に関する規則の一部を改正する規則案」です。令和3年度から学校運営協議会を全校に設置するとともに、学校評議員を廃止するため、この規則の一部を改正す

るものでございます。資料20ページの新旧対照表をご覧ください。令和3年度市内全ての学校で学校運営協議会制度をスタートするにあたりまして、学校評議員の機能を学校運営協議会に移行させますので、改正前の第35条の学校評議員の条項を削除いたします。またこれまで改正前の第35条の4におきまして、「小中学校等に学校運営協議会を置くことができる。」としておりましたが、令和3年度市内全ての学校に学校運営協議会を設置しますので、「小中学校等に学校運営協議会を置く。」と改正いたします。以上でございます。

○高田教育長 これより質疑に入ります。何か御質問はありませんか。

○高田教育長 お諮りいたします。議案11号は、原案のとおり可決することに御異議ございませんか。

○浅野教育長 はい。
職務代理者

○市川委員 はい。

○竹下委員 はい。

○西川委員 はい。

○平田委員 はい。

○高田教育長 御異議なしと認めます。よって、議案第11号は、原案のとおり可決することに決定いたしました。以上で公開の議題は終了しました。これより非公開とします。

(非公開)

○高田教育長 本定例会に付議された議案の審議は全部終了いたしました。以上をもちまして令和3年第2回竹原市教育委員会会議定例会を閉会いたします。

令和3年2月18日 午後 2時00分閉会